

白山都市計画区域区分の変更 (石川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」変更する。
2. 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 2 7 年 (基準年)	令和 1 2 年 (目標年)
都市計画区域内人口	1 0 3, 5 1 9 人	1 0 4, 2 0 0 人
市街化区域内人口	8 6, 8 5 7 人	8 7, 4 0 0 人
配分する人口	—	8 7, 2 0 8 人
保留する人口	—	1 9 2 人
(特定保留)	—	0 人
(一般保留)	—	1 9 2 人

理 由

白山都市計画区域では、平成 2 4 年 6 月に都市計画区域の統一を図り、その後、平成 2 7 年 1 0 月に都市計画区域マスタープランを策定し、これらに即して具体の都市計画決定を行ってきた。

本都市計画区域においては、近年の核家族化、世帯分離による宅地需要や、高まる製造業の需要増加など社会情勢の変化に対応するため、今回、白山都市計画区域マスタープランの変更を行い、目標年次における人口・産業を適正に収容するため、市街化区域及び市街化調整区域の見直しを行うものである。

(参考)

1. 都市計画区域の概要

白山都市計画は、白山市の一部からなる都市計画であり、都市計画区域、市街化区域および市街化調整区域の面積規模は下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模（最終変更 H27.10） （単位：ha）

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
白山市	75,517	10,469	2,634	7,835

2. 変更方針

区域区分の見直しは、都市計画基礎調査等の結果に基づき、人口・産業の将来見通しや社会情勢の変化、市街地の発展動向などを勘案し、目標年における人口・産業を適正に収容する市街地の規模・位置を計画するものとする。

なお、市街化区域の編入に際しては、現市街地内の都市的未利用地の整備促進を図るなど、いたずらに市街地を拡大することがないように、区域の編入は最小限に留めることとする。

3. 変更の内容

(1) 人口

（単位：千人）

前回計画（第5回見直し）				今回計画（第6回見直し）			
	行政区域	都市計画区域	市街化区域		行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成17年	109.5	102.3	39.7	平成27年	109.3	103.5	86.9
平成32年	111.4	104.6	82.0	令和12年	110.0	104.2	(0.2) 87.4

（注1）市街化区域の令和12年人口には保留人口を含む。（注2）（ ）数字は保留された人口

(2) 面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)
75,517	10,469	2,634	91	0	91	2,725	0	56.2

(3) 市街化区域編入予定箇所

市町名	番号	地区名	面積 (ha)	土地利用	編入理由
白山市	1	八田地区	21.1	工業系	工業需要に対応するため (土地区画整理事業・市)
白山市	2	石立地区	7.0	工業系	工業需要に対応するため (土地区画整理事業・組合)
白山市	3	北島地区	11.2	工業系	工業需要に対応するため (土地区画整理事業・組合)
白山市	4	宮永地区	2.3	工業系	既存工場の拡張に対応するため (開発行為)
白山市	5	竹松地区	6.9	工業系	既存工場の拡張に対応するため (開発行為)
白山市	6	番匠地区	3.8	工業系 住居系	工業需要・住宅需要に対応するため (土地区画整理事業・組合)
白山市	7	村井地区	2.3	工業系	既存工場の拡張に対応するため (開発行為)
白山市	8	下柏野地区	1.3	工業系	既存工場の拡張に対応するため (開発行為)
白山市	9	水澄地区	2.2	工業系	既存工場の拡張に対応するため (開発行為)
白山市	10	柴木・部入道 地区	24.3	住居系	住宅需要に対応するため (土地区画整理事業・組合)
白山市	11	笠間地区	2.2	住居系	住宅需要に対応するため (開発行為)
白山市	12	宮永市地区	1.4	住居系	住宅需要に対応するため (開発行為)
白山市	13	宮保地区	1.8	公共施設	新たな鉄道関連複合施設の整備に 対応するため(市及び民間)
白山市	14	五歩市地区	0.2	公共施設	既存公共施設(認定こども園)の 拡張に対応するため(開発行為)
白山市	15	徳丸地区	0.2	公共施設	既存公共施設(小学校)の拡張に 対応するため(市)
白山市	16	倉光地区	2.3	公共施設	病院の既存駐車場の編入と 既存施設(大学等)の拡張に 対応するため(開発行為)
白山市	17	行町地区	0.4	公共施設	既存公共施設(幼稚園)の拡張に 対応するため(開発行為)